

おいらせ町甲洋・下田小学校区子育て世代定住助成金の概要

1. 助成対象地区

▶甲洋小学校区

(深沢平、内山平、向平、一川目、深沢、二川目)

▶下田小学校区

(西下川原、明土、丈ノ端、萱ノ前、南下田、上谷地、赤田前、舘越、上水下、三九郎、阿光坊、神明前、新敷、洗平、瓢、西後谷地の一部、中谷地、向山の一部、上川原の一部)

2. 対象者

▶以下のすべてに該当する方

- ①新たに助成対象地区に住宅を取得した方。
- ②取得した住宅への転居日の前日まで、連続して3年以上、助成対象地区以外の地区に在住していた方。
※現在、甲洋小学区又は下田小学区にお住まいの方は対象となりません。
- ③申請時において、以下のAまたはBのいずれかに該当する方。
A：夫婦ともに（単身の場合は申請者が）50歳未満であること。
B：夫婦のいずれか（単身の場合は申請者）が50歳以上で、助成対象地区内の学校に通学する中学生以下の子どもがいること。
※子どもが未就学の場合は、助成対象地区内の学校への進学を誓約すること。
- ④取得した住宅に、10年以上定住できる方。
- ⑤町内会に加入し、地域の活動に参加できる方。
- ⑥税金の滞納がない方。

※助成金受給後10年未満で条件が変わった場合は、助成金を返還していただく場合があります。

※この助成金は、令和9年3月31日までに住宅を取得（登記と住所異動が完了）、もしくは工事が完了し、引き渡しが終わっている必要があります。

3. 助成額

▶基本助成額 新築住宅100万円、中古住宅60万円、増改築20万円

※いずれも上限額で、土地及び建物の取得費または工事費の10%

▶子育て加算額 申請時において、助成対象地区内の学校に通学する中学生以下の子ども（胎児含む）1人につき10万円

※助成対象地区外の学校に通学する場合は、加算はありません。

※増改築には子育て加算はありません。

4. 申請期限

▶転居した日（住民票上の異動日）以後、1年以内

<この助成金は、令和3年4月1日から令和9年3月31日までの期間限定の制度です>